平成２３年（フ）第２２２８号
名古屋市天白区高坂町93番地　高坂荘15棟506号
債務者　石野三栄子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１７号
愛知県弥富市五明２丁目162番地　エクセラ中河原206
債務者　中村　由美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０２号
神戸市兵庫区駅南通３丁目４番１号　K＆S マンション503、従前の住所神戸市兵庫区浜崎通５番24　701号
債務者　小西　理絵
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５６号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目32番地の９
債務者　奥谷　有代
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７号
佐賀県唐津市相知町久保278番地
債務者　岡嵜　克彦
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第６７号
長崎県雲仙市国見町神代戊856番地２　ハピネス５番館101号、前住所長崎県佐世保市下京町10番６号　太陽アネックスビル702号
債務者　石丸　晴基
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
青森県むつ市川内町家ノ辺100番地81
債務者　駒木根友幸
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
青森県弘前市大字独狐字石田91番地４
債務者　八木橋晋也
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１８３号
青森県平川市新屋町北鶉野27番地５
債務者　清藤　竜太
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６２６号
北九州市門司区稲積１丁目８番25号
債務者　岡崎カツエ
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６２７号
北九州市門司区稲積１丁目８番25号
債務者　岡崎　壽子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６７９号
北九州市若松区東二島２丁目２番19―303号
債務者　湊　　優子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６５号
北九州市門司区庄司町２番18号
債務者　倉吉ゆかり（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６６号
福岡県遠賀郡水巻町高松12番206号
債務者　武富　里香
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３１号
松江市西川津町837番地２マンション野津102
債務者　安部　順子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４２号
松江市薦津町55番地２
債務者　福井真由美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４７号
神奈川県横須賀市衣笠町１番７号
債務者　佐藤きし子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで　横浜地方裁判所横須賀支部